

証券コード 9312
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都港区海岸3丁目4番20号
ケイヒン株式会社
代表取締役社長 大 津 育 敬

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸3丁目4番20号
当社 本社6階会議室

3. 総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keihin.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用情勢や企業収益が改善傾向にあるものの、設備投資は伸び悩み、消費増税に伴う駆け込み需要の反動により個人消費も落ち込みがみられました。

このような環境の中、当社グループにおいては、輸出車両の海上輸送や輸出貨物、港湾作業の取扱いが増加したほか、倉庫保管・入出庫の取扱いも増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は478億8百万円（前期比35億1百万円の増収、7.9%増）となり、営業利益は増収効果等により18億2千8百万円（前期比6億3百万円の増益、49.3%増）、経常利益は17億7百万円（前期比6億1千2百万円の増益、55.9%増）となりましたが、当期純利益は、特別損失として固定資産の減損損失を計上したことから、3億円（前期比3億3千4百万円の減益、52.7%減）となりました。

当社グループのセグメント別概況は、次のとおりであります。

セグメント別事業内容および売上高

セグメント	主 要 な 事 業 内 容	当 期 (百万円)	前 期 (百万円)	前期比増減	
				金額(百万円)	比率(%)
国内物流事業	倉庫保管、倉庫荷役、流通加工、 陸上運送	24,771	24,214	556	2.3
国際物流事業	国際運送取扱、航空運送取扱、 通関、港湾作業	23,884	20,981	2,903	13.8
セグメント間 内部売上高		△847	△888	40	—
合 計		47,808	44,307	3,501	7.9

国内物流事業

国内物流事業におきましては、流通加工業は、取扱いの減少により、売上高は47億2千3百万円（前期比1.9%減）となりましたが、倉庫業は、大阪湾岸エリアにおける堺浜流通センター（堺市）の新設等により、倉庫保管・入出庫の取扱いが増加し、売上高は56億2千6百万円（前期比6.4%増）となり、陸上運送業は、配送取扱い件数が減少しましたが、一般貨物輸送における化学品の取扱い増や新規貨物の取扱い等により、売上高は136億3千9百万円（前期比1.1%増）となりました。

以上の結果、国内物流事業の売上高は247億7千1百万円（前期比5億5千6百万円の増収、2.3%増）となり、営業利益は流通加工業における作業効率の改善や固定費の削減等もあり、17億4千7百万円（前期比3億8千万円の増益、27.8%増）となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、国際運送取扱業は、輸入貨物の取扱いが減少しましたが、輸出車両の海上輸送の取扱いが増加したほか、複合一貫輸送・海運貨物の輸出取扱いが増加し、売上高は204億9百万円（前期比14.4%増）となりました。

また、港湾作業は、船内荷役・沿岸荷役とも増加し、売上高は25億4千1百万円（前期比10.0%増）となり、航空運送取扱業は、欧州向けを中心に輸出貨物の取扱いが増加し、売上高は9億3千3百万円（前期比13.1%増）となりました。

以上の結果、国際物流事業の売上高は238億8千4百万円（前期比29億3百万円の増収、13.8%増）、営業利益は14億6千5百万円（前期比2億3千1百万円の増益、18.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の国内景気動向につきましては、個人消費に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調で推移するものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、物流改善提案を通じて倉庫施設における新規安定貨物の確保、国内と海外現地法人との連携による国際複合輸送やプロジェクト貨物輸送の取扱いの拡大を図るとともに、輸出車両輸送事業において新たな仕向地・国内寄港地の開発による集荷の拡大等により、事業基盤の強化を行い業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご指導とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は12億7千9百万円であり、その主なものは東京地区における物流施設の改修工事であります。

なお、当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、銀行借入金および自己資金によりまかなっております。

(4) 財産および損益の状況

区 分	平成23年度 第65期	平成24年度 第66期	平成25年度 第67期	平成26年度 第68期(当期)
売上高(百万円)	40,856	41,508	44,307	47,808
経常利益(百万円)	833	994	1,095	1,707
当期純利益(百万円)	660	623	635	300
1株当たり当期純利益(円)	10.12	9.55	9.73	4.60
総資産(百万円)	43,134	43,919	44,701	45,229
純資産(百万円)	12,717	13,679	14,115	14,789
1株当たり純資産(円)	194.73	209.47	216.16	226.50

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ケ イ ヒ ン 配 送 株 式 会 社	90百万円	100.0 (75.0)	流通加工、宅配
ケ イ ヒ ン 陸 運 株 式 会 社 (本 店 東 京 都 足 立 区)	30	100.0 (75.0)	陸上運送、倉庫荷役、 流通加工
ケ イ ヒ ン 陸 運 株 式 会 社 (本 店 愛 知 県 大 府 市)	50	100.0 (75.0)	
ケ イ ヒ ン 陸 運 株 式 会 社 (本 店 兵 庫 県 神 戸 市)	90	100.0 (80.0)	
ケ イ ヒ ン 海 運 株 式 会 社	10	100.0 (—)	国際運送取扱、通関、 船舶代理店
ケ イ ヒ ン 港 運 株 式 会 社	52	100.0 (75.0)	国際運送取扱、通関、 港湾作業
ケ イ ヒ ン 航 空 株 式 会 社	50	100.0 (75.0)	航空運送取扱、通関
ケ イ ヒ ン コ ン テ ナ 急 送 株 式 会 社	30	100.0 (75.0)	海上コンテナ輸送
オーケーコンテナエクスプレス株式会社	20	100.0 (100.0)	
ダ ッ ク シ ス テ ム 株 式 会 社	10	100.0 (80.0)	物流システムソフト開発、 情報処理
ケ イ ヒ ン マ ル チ ト ラ ン ス (ホ ン コ ン) リ ミ テ ッ ド	1,000千香港ドル	100.0 (—)	国際運送取扱、通関
エ ヴ ェ レ ッ ト ス テ ィ ー ム シ ッ プ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	27,454千フィリピン ペソ	100.0 (—)	
ケ イ ヒ ン エ ヴ ェ レ ッ ト フ ォ ワ ー デ ィ ン グ カ ン パ ニ ー イ ン ク	8,250千フィリピン ペソ	100.0 (80.0)	
ケ イ ヒ ン マ ル チ ト ラ ン ス (シ ン ガ ポ ー ル) プ ラ イ ベ ー ト リ ミ テ ッ ド	1,200千シンガポール ドル	100.0 (—)	
ケ イ ヒ ン マ ル チ ト ラ ン ス タ イ ワ ン カ ン パ ニ ー リ ミ テ ッ ド	10,000千ニュータイワン ドル	50.0 (25.0)	

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

2. ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地	所 属 事 業 所
本 社	東京都港区	
関 東 営 業 部	東京都港区	新お台場・大井8号・大井輸出入・ワールド（青海）・城北・港南・板橋・千葉・大黒埠頭・山下埠頭・本牧・本牧C C・神奈川
国 際 輸 送 営 業 部	東京都港区	
プロジェクトカーゴ営業部	東京都港区	
海上・ターミナル営業部	神奈川県横浜市	
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	名港西・大府・中川
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	堺浜・高槻・門真・六甲冷蔵・新港埠頭・摩耶埠頭
宅 配 営 業 部	神奈川県横浜市	

② 子会社および関連会社

会 社 名	本社所在地
ケイヒン配送株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市
ケイヒン陸運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン航空株式会社	東京都港区
ケイヒンコンテナ急送株式会社	東京都品川区
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市
ダックスシステム株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン マルチトランス（ホンコン）リミテッド	香港
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン
ケイヒン マルチトランス（シンガポール）プライベート リミテッド	シンガポール
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾

（注） ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内物流事業	573名	9名減
国際物流事業	341名	11名増
全社（共通）	68名	0名
合計	982名	2名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で1,109名おります。
3. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
324名	8名減	39.8歳	16.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で142名おります。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	3,937百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,335
株式会社日本政策投資銀行	1,662
朝日生命保険相互会社	1,565
株式会社三井住友銀行	1,441

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 248, 000, 000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 65, 364, 457株（自己株式67, 461株を含む。） |
| ③ 株 主 数 | 3, 765名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6, 042 ^{千株}	9. 25%
京 友 商 事 株 式 会 社	5, 502	8. 43
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	4, 970	7. 61
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	4, 827	7. 39
協 同 飼 料 株 式 会 社	4, 653	7. 13
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3, 255	4. 98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2, 759	4. 23
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1, 964	3. 01
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	1, 223	1. 87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1, 000	1. 53

（注） 出資比率は、自己株式（67, 461株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
大 津 育 敬	代表取締役社長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長
山 川 卓	専 務 取 締 役	管 理 部 門 担 当 兼 内 部 統 制 室 長	
川 口 英 哉	常 務 取 締 役	宅 配 営 業 部 長	・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長
浅 脇 誠	常 務 取 締 役	国 際 輸 送 営 業 部 長	・ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニー リミテッド代表取締役社長
杉 山 光 延	常 務 取 締 役	営 業 統 轄 部 長 兼 関 東 営 業 部 長	
尾 曲 裕 之	取 締 役	プロジェクトカーゴ営業部長	
室 明	取 締 役	総 務 部 長	
関 本 篤 弘	取 締 役	関 西 営 業 部 長	・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長
坂 井 賢 敏	取 締 役	海上・ターミナル営業部長	・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長
荒 井 正 俊	取 締 役	財 務 部 長	
桑 嶋 耕 造	取 締 役	人 財 開 発 部 長	
漆 畑 光 一	常 勤 監 査 役		
影 山 好 伸	常 勤 監 査 役		
森 信 一	監 査 役		・東亜道路工業株式会社常勤監査役

- (注) 1. 常勤監査役影山好伸および監査役森信一の両氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役影山好伸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 平成26年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により菅野耕一氏は取締役を退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報酬等の額
取 締 役	12名	216百万円
監 査 役	3	23
合 計	15	239

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬等の総額は、12百万円であります。
2. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額59百万円（取締役55百万円、監査役4百万円）が含まれております。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額78百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員との重要な兼職の状況
監査役森信一氏は、東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東亜道路工業株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
常勤監査役影山好伸氏は、当事業年度開催の取締役会9回全てに、また、監査役森信一氏は、9回中8回出席し、それぞれ金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点にたち必要に応じ適宜意見を述べております。
常勤監査役影山好伸氏および監査役森信一氏は、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、それぞれ監査の結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
また、代表取締役社長および他の取締役との定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、事業所および子会社等の現場往査を行っております。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社は社外監査役である影山好伸氏および森信一氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものです。
- ⑥ 社外取締役を置くことが相当でない理由
第68期定時株主総会において、社外取締役を置くための調査と準備を進めております。

(5) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

(i) 当事業年度に係る報酬等の額 31百万円

(ii) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(i)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法、公認会計士法等の法令に定める事由の発生等により、会計監査人の職務の適切な執行に支障をきたすことが認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会社法第340条の規定により、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、将来における企業の成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、平成27年5月22日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 4円00銭

配当総額 261,187,984円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム（当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定する。
- ② コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行う。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図る。
- ③ コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」窓口を当社内に設置する。
- ④ コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を経て、その内容・対処案等を代表取締役、取締役会、監査役に報告する。

- ⑤ 内部監査部門として「内部統制室」を置き、「内部監査規程」に基づいてコンプライアンスを含めた内部監査を行う。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係を遮断する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図る。
- ② 損失等の発生が懸念・予測される場合、および現実が発生した場合は、直ちに「危機管理委員会」に報告する。
- ③ 損失が発生した場合は、必要に応じて「対策本部」を設置し、損失の拡大を防止するとともに、損失を最小限に止める措置を講ずる。
- ④ 「内部統制室」は、監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率性を図るとともに、取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催するなどして、その意思決定の迅速性を確保する。
- ② 取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者を構成員とする「グループ統轄会議」を原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ③ 業務執行および経営に係るテーマについての諮問機関として、代表取締役および役付取締役で構成する「経営会議」を適時開催し、その審議のうち重要事項に係るものは「グループ統轄会議」を経て、取締役会で審議を行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役および監査役は、これら職務執行情報を閲覧できるものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄するものとする。
 - ② グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、その「ヘルプライン」窓口は当社内に設置し一元的に対応する。
 - ③ グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行う。
 - ④ グループ会社の内部監査は、当社「内部統制室」が統轄して、外部専門家である監査法人に実施を委託し、その監査結果は、当社社長・当該グループ会社社長および「グループ統轄会議」に報告する。
 - ⑤ 当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制の評価および改善・指導は、当社「内部統制室」が行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行う。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関し取締役および内部統制室長の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役および使用人等の監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役は、当社の使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた場合、ならびに自らその事実を発見した場合は、社内規程に従って、直ちに代表取締役に報告し、監査役に通知する。
 - ② 当社の監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書をモニターし、必要に応じて当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から説明を受けることができるものとする。

- ③ 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合を開催し情報および意見交換を行う。
- ④ 当社は、当社の監査役が当該職務の執行のための費用を請求するときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

以 上

※本文中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	9,410	流 動 負 債	11,491
現 金 及 び 預 金	2,791	営 業 未 払 金	4,101
受取手形及び営業未収金	5,521	短 期 借 入 金	5,081
貯 蔵 品	8	リ ー ス 債 務	102
繰 延 税 金 資 産	41	未 払 法 人 税 等	246
そ の 他	1,058	繰 延 税 金 負 債	4
貸 倒 引 当 金	△11	そ の 他	1,954
固 定 資 産	35,758	固 定 負 債	18,947
(有 形 固 定 資 産)	27,898	社 債	4,000
建 物 及 び 構 築 物	16,578	長 期 借 入 金	10,496
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	639	長 期 未 払 金	242
器 具 及 び 備 品	374	リ ー ス 債 務	250
土 地	9,873	繰 延 税 金 負 債	260
リ ー ス 資 産	329	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	981
建 設 仮 勘 定	103	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,359
(無 形 固 定 資 産)	1,537	そ の 他	356
借 地 権	977	負 債 合 計	30,439
そ の 他	560	純 資 産 の 部	
(投 資 そ の 他 の 資 産)	6,322	株 主 資 本	14,002
投 資 有 価 証 券	5,326	資 本 金	5,376
繰 延 税 金 資 産	160	資 本 剰 余 金	4,415
そ の 他	835	利 益 剰 余 金	4,223
繰 延 資 産	59	自 己 株 式	△12
社 債 発 行 費	59	その他の包括利益累計額	787
		その他有価証券評価差額金	942
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△34
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△119
資 産 合 計	45,229	純 資 産 合 計	14,789
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,229

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
売上高		47,808
売上原価		44,203
売上費用	33,439	
人賃	5,743	
減価償却	2,086	
税金	1,575	
その他	331	
営業利益	1,026	
一般管理費		3,605
営業外収益		1,776
受取利息及び配当金		1,828
その他	146	230
営業外費用	84	
支払利息		351
その他	323	
経常利益	27	
特別利益		1,707
固定資産売却益		0
特別損失		1,012
減損損失	1,010	
固定資産処分損失	1	
税金等調整前当期純利益		695
法人税、住民税及び事業税		455
法人税等調整額		△60
少数株主損益調整前当期純利益		300
少数株主利益		—
当期純利益		300

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年 4 月 1 日 残 高	百万円 5,376	百万円 4,415	百万円 4,183	百万円 △12	百万円 13,963
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△261		△261
当 期 純 利 益			300		300
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	39	△0	38
平成27年 3 月31日 残 高	5,376	4,415	4,223	△12	14,002

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成26年 4 月 1 日 残 高	百万円 451	百万円 △190	百万円 △109	百万円 151	百万円 14,115
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				－	△261
当 期 純 利 益				－	300
自 己 株 式 の 取 得				－	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	490	155	△10	636	636
連結会計年度中の変動額合計	490	155	△10	636	674
平成27年 3 月31日 残 高	942	△34	△119	787	14,789

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

ケイヒン配送株式会社

ケイヒン陸運株式会社〔本店 東京都足立区〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 愛知県大府市〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕

ケイヒン海運株式会社

ケイヒン港運株式会社

ケイヒン航空株式会社

ケイヒンコンテナ急送株式会社

オーケーコンテナエクスプレス株式会社

ダックシステム株式会社

ケイヒン マルチトランス（シンガポール）プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス（ホンコン）リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

(2) 主要な非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニー リミテッドほか3社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称

ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか3社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社4社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社の名称等

エヴェレット (インディア) プライベート リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

決算日が連結決算日と異なる連結子会社4社の決算日は、いずれも平成26年12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 時価のあるもの

 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

 デリバティブ

 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

 建物、構築物及び器具備品のうちコンピュータ機器

 定額法

 上記以外の有形固定資産

 主に定率法

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

 ソフトウェア

 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

 上記以外の無形固定資産

 定額法

ハ リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第１３号 平成１９年３月３０日改正）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員退職慰労引当金

当社および主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

ロ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ニ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金、ならびに、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	14,381百万円	(6,034百万円)
土 地	7,757	(4,347)
投 資 有 価 証 券	3,757	(—)
合 計	25,896	(10,381)

(2) 担保に係る債務

1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	3,497百万円	(— 百万円)
長 期 借 入 金	10,336	(—)
合 計	13,833	(—)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,426百万円

3. 保証債務

下記の会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社ワールド流通センター	254百万円
青海流通センター株式会社	17
合 計	272

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 65,364,457株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年5月22日 取締役会	普通株式	261	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年5月22日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 261百万円
- ② 1株当たり配当額 4.00円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社および連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債より調達しております。

受取手形及び営業未収金に係るリスクは、営業業務取扱規程に従いリスク低減を図っております。

また、外貨建て営業債権の一部については、為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って、行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,791	2,791	—
(2) 受取手形及び営業未収金	5,521	5,521	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,644	4,644	—
(4) 営業未払金	(4,101)	(4,101)	—
(5) 短期借入金	(1,505)	(1,505)	—
(6) 長期借入金	(14,073)	(14,096)	23
(7) 社債	(4,000)	(3,987)	△12
(8) デリバティブ取引	—	—	—

負債に計上されているものについては、() で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の外貨建て営業債権については、デリバティブ取引（為替予約取引）を行っております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 営業未払金、ならびに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

為替予約取引については振当処理を採用しており、ヘッジ対象とされている営業未収金と一体として処理されているため、その時価は、当該営業未収金の時価に含めて記載しております。

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注2 非上場株式（連結貸借対照表計上額682百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の施設を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時 価（百万円）
2,825	3,144

注1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に調整した金額であります。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 226円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円60銭 |

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

重要な資産の譲渡

当社は、資産の効率的活用及び財務体質の改善を図るため、平成27年5月12日付けで下記固定資産の譲渡を完了いたしました。

(1) 譲渡先

譲渡先は国内の一般事業会社であります。なお、譲渡先と当社グループとの資本関係、人的関係、取引関係はありません。

(2) 譲渡物件

東扇島 輸出車両の蔵置場

面積 6,104.78㎡

所在地 川崎市川崎区東扇島17番5

(3) 譲渡の時期

物件引渡日 平成27年5月12日

(4) 譲渡価額等

帳簿価額 1,781百万円

譲渡価額 1,846百万円

(平成27年3月31日現在)

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高 売上原価 製作人賃減税その他 業務外収益 受取利息及び配当金 その他 営業外費用 支払払利息 関係会社損失引当金繰入額 その他 経常利益 特別損失 関係会社損失引当金繰入額 関係会社株式評価損 固定資産処分損 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	百万円	百万円
		41,782
		39,675
	33,833	
	2,171	
	1,653	
	1,313	
	301	
	402	
		2,107
売上総利益 一般管理費 営業利益 業務外収益 受取利息及び配当金 その他 営業外費用 支払払利息 関係会社損失引当金繰入額 その他 経常利益 特別損失 関係会社損失引当金繰入額 関係会社株式評価損 固定資産処分損 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益		1,036
		1,070
		400
	362	
	37	
		357
	280	
	53	
	24	
		1,112
経常利益 特別損失 関係会社損失引当金繰入額 関係会社株式評価損 固定資産処分損 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益		744
	693	
	50	
	0	
		367
		350
		△81
		98

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31 日まで)

項 目	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成26年 4 月 1 日 残高	百万円 5,376	百万円 3,689	百万円 3,689
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			—
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			—
自 己 株 式 の 取 得			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成27年 3 月 31 日 残高	5,376	3,689	3,689

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年 4 月 1 日 残高	百万円 984	百万円 797	百万円 1,513	百万円 949	百万円 4,245
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△261	△261
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		40		△40	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△11		11	—
当 期 純 利 益				98	98
自 己 株 式 の 取 得					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					—
事業年度中の変動額合計	—	29	—	△191	△162
平成27年 3 月 31 日 残高	984	827	1,513	757	4,083

項 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年4月1日残高	百万円 △12	百万円 13, 299	百万円 400	百万円 400	百万円 13, 700
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△261		—	△261
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—	—
当 期 純 利 益		98		—	98
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	398	398	398
事業年度中の変動額合計	△0	△162	398	398	236
平成27年3月31日残高	△12	13, 136	799	799	13, 936

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具及び
備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）
に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 関係会社損失引当金

関係会社の財務体質の健全化を目的として将来予想される支援およびその他の負担に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

7. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、計算に用いる割引率を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金及び利益剰余金、ならびに、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	14,269百万円	(6,034百万円)
土	地	6,492	(4,347)
投 資 有 価 証 券		3,757	(—)
合 計		24,519	(10,381)

(2) 担保に係る債務

1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	3,003百万円	(一百万円)
長 期 借 入 金	9,337	(—)
合 計	12,340	(—)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,851百万円

3. 保証債務

下記の会社の銀行借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社ワールド流通センター 254百万円

青海流通センター株式会社 17

合 計 272

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 980百万円

短期金銭債務 1,700

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 1,716百万円

売 上 原 価 16,078百万円

一 般 管 理 費 0百万円

営業取引以外の取引による取引高

228百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普 通 株 式 67,461株

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社損失引当損	421百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	420
役員退職慰労引当金損金不算入額	291
減損損失	83
固定資産処分損否認	51
未払事業税	17
未払事業所税	12
その他	5
繰延税金資産小計	1,304
評価性引当額	△780
繰延税金資産合計	524

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△394百万円
その他有価証券評価差額金	△381
その他	△0
繰延税金負債合計	△776
繰延税金負債の純額	△252

VII. 関連当事者との取引に関する注記

種類：子会社

属 性	会社の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 事 業 上 の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ケイヒン配送 株式会社	所有 直接 25.00 間接 75.00	業務の発注	国内運送委託	6,755	営業未払金	273
						関係会社 損失引当金	693
						関係会社 株式評価損	50
子 会 社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 兵庫県 神戸市)	所有 直接 20.00 間接 80.00	業務の発注	国内運送委託	3,947	営業未払金	462
						関係会社 損失引当金	319

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

種類：役員及び個人主要株主等

属 性	会社の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 事 業 上 の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	京友商事 株式会社	被所有 直接 8.44	設 備 の 購 入 設備の修繕、保守 事務機器等のリース 土地建物の賃借	設 備 の 取 得	818	未 払 金	281
				設備の修繕、保守	315	未 払 費 用	61
				土地建物の賃借	66	差入保証金	51
				事務機器等の リース料の支払	57	リース債務	33
				リース資産の取得	15		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
2. 京友商事株式会社は、当社役員大津育敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 213円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円52銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

重要な資産の譲渡

当社は、資産の効率的活用及び財務体質の改善を図るため、平成27年5月12日付けで下記固定資産の譲渡を完了いたしました。

(1) 譲渡先

譲渡先は国内の一般事業会社であります。なお、譲渡先と当社グループとの資本関係、人的関係、取引関係はありません。

(2) 譲渡物件

東扇島 輸出車両の蔵置場

面積 6,104.78m²

所在地 川崎市川崎区東扇島17番5

(3) 譲渡の時期

物件引渡日 平成27年5月12日

(4) 譲渡価額等

帳簿価額 1,781百万円

譲渡価額 1,846百万円

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

ケ イ ヒ ン 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 弘 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイヒン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

ケイヒン株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 弘 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイヒン株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

ケイヒン株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 漆 畑 光 一 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 影 山 好 伸 ㊟

監 査 役（社外監査役） 森 信 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業機会の拡大を図るため、現行定款第 2 条（目的）に「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業並びに販売業」を追加するものであります。
- (2) 平成 2 7 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 9 0 号）」において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 2 8 条（取締役の責任免除）および第 3 5 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
- なお、第 2 8 条（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
（目的） 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (11) （条文省略） （新 設） (12) ～ (17) （条文省略）	（目的） 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (11) （現行どおり） (12) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業並びに販売業</u> (13) ～ (18) （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第21条～第27条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 第29条～第34条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第35条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	第 4 章 取締役および取締役会 第21条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 第 5 章 監査役および監査役会 第29条～第34条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、企業統治体制の一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお つ やす ゆき 大 津 育 敬 (昭和24年7月4日生)	昭和53年9月 ケイヒン アメリカ コーポレーション代表取締役社長 昭和59年4月 当社社長室長 昭和60年6月 取締役 昭和61年4月 常務取締役 平成元年6月 専務取締役 平成3年6月 代表取締役社長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長	537,074株
2	やま かわ たく 山 川 卓 (昭和21年1月20日生)	昭和45年12月 当社入社 昭和60年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成3年6月 専務取締役 平成20年4月 専務取締役管理部門担当 兼 内部統制室長（現在）	47,000株
3	かわ ぐち ひで や 川 口 英 哉 (昭和22年1月2日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成19年6月 常務取締役 平成25年6月 常務取締役宅配営業部長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長	19,000株
4	あさ わき まこと 浅 脇 誠 (昭和27年11月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 取締役 平成25年6月 常務取締役国際輸送営業部長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニーリミテッド代表取締役社長	15,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	すぎ やま みつ のぶ 杉 山 光 延 (昭和36年6月5日生)	昭和60年4月 株式会社住友銀行入行 平成12年7月 同 神田法人営業部次長 平成16年10月 S M B C コンサルティング株式会社社員 事業部長 平成18年6月 株式会社三井住友銀行新潟法人営業部次 長 平成20年2月 当社営業統轄部担当部長 平成20年6月 取締役 平成25年6月 常務取締役 平成26年4月 常務取締役営業統轄部長 兼 関東営業部 長 (現在)	8,000株
6	お まがり ひろ ゆき 尾 曲 裕 之 (昭和34年1月5日生)	昭和55年4月 当社入社 平成9年4月 国際横浜営業部海外輸送課長 平成12年4月 横浜営業2部海外輸送チームリーダー 平成17年4月 国際輸送営業部長 平成19年6月 取締役 平成22年4月 取締役プロジェクトカーゴ営業部長 (現 在)	29,000株
7	せき もと あつ ひろ 関 本 篤 弘 (昭和33年7月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成8年4月 国際事業本部海貨輸入営業一部営業課長 平成10年9月 営業開発部リーダー 平成14年4月 ケイヒン配送株式会社取締役営業部長 平成18年4月 当社宅配営業部担当部長 平成20年6月 取締役 平成21年6月 取締役関西営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン港運株式会社代表取締役社長	13,000株
8	さか い まさ とし 坂 井 賢 敏 (昭和33年11月21日生)	昭和57年4月 当社入社 平成9年4月 国際営業統轄部課長 平成20年4月 横浜営業2部担当部長 平成21年4月 横浜営業2部長 平成23年6月 ケイヒン海運株式会社代表取締役社長 (現在) 平成24年6月 取締役 平成26年4月 取締役海上・ターミナル営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長	10,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	あら い まさ とし 荒 井 正 俊 (昭和37年 5 月15日生)	昭和60年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成 7 年 7 月 同 銀座支店支店長代理 平成 9 年 9 月 株式会社読売広告社入社 平成21年 4 月 同 経営企画局局長代理 平成21年 7 月 当社営業統轄部担当部長 平成22年 4 月 財務部担当部長 平成24年 6 月 取締役財務部長（現在）	9,000株
10	くわ し ま こう ぞう 桑 嶋 耕 造 (昭和32年 4 月13日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成 7 年 7 月 国際事業本部総務部東京管理課副課長 平成 8 年 4 月 人財開発部人財開発課課長 平成11年 4 月 人財開発部人事チームリーダー 平成24年 6 月 取締役人財開発部長（現在）	7,000株
11 ※	の むら よう すけ 野 村 洋 資 (昭和30年 8 月13日生)	昭和55年 4 月 当社入社 平成 8 年 4 月 管理本部総務部企画情報課課長 平成12年 4 月 営業統轄部リーダー 平成14年 4 月 財務部資金チームリーダー 平成20年 4 月 事務センター部長（現在）	1,000株
12 ※	さか い とおる 酒 井 透 (昭和 8 年 7 月12日生)	昭和28年 5 月 協同飼料株式会社入社 平成 5 年 6 月 同 代表取締役社長 平成15年 6 月 同 取締役会長 平成18年 6 月 同 相談役 平成23年 6 月 同 代表取締役相談役 平成24年 6 月 同 代表取締役会長（現在） 平成26年 6 月 フィード・ワンホールディングス株式会 社取締役特別顧問（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・協同飼料株式会社代表取締役会長 ・フィード・ワンホールディングス株式会社取締役特別 顧問	12,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
13 ※	ほん ぼ よし あき 本 保 芳 明 (昭和24年4月20日生)	昭和49年4月 運輸省入省 平成13年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成18年4月 日本郵政公社理事・専務執行役員 平成20年10月 国土交通省観光庁長官 平成22年4月 首都大学東京教授 平成26年1月 国土交通省観光庁参与（現在） 平成26年11月 東京工業大学特任教授（現在） 平成27年4月 首都大学東京特任教授（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・国土交通省観光庁参与 ・東京工業大学特任教授 ・首都大学東京特任教授	0株

- (注) 1. 取締役候補者大津育敬氏およびその近親者は、京友商事株式会社の議決権を直接・間接にて100%保有しており、当社は同社と設備の購入・修繕、事務機器等のリースおよび土地建物賃借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者川口英哉氏は、ケイヒン配送株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と流通加工・宅配業務の委託等の取引関係があります。
3. 取締役候補者浅脇誠氏は、ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニー リミテッドの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
4. 取締役候補者関本篤弘氏は、ケイヒン港運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務・港湾作業の委託等の取引関係があります。
5. 取締役候補者坂井賢敏氏は、ケイヒン海運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
6. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 取締役候補者酒井透氏は、長年にわたり協同飼料株式会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 取締役候補者本保芳明氏は、国土交通省における長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
10. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
11. 取締役候補者酒井透氏および本保芳明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
12. ※印は新任取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化および充実を図るため、監査役1名の増員をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
むろ あきら ※室 明 (昭和27年12月11日生)	昭和50年4月 日本開発銀行入行 平成6年4月 株式会社日本格付研究所格付部主席審査役 兼 格付委員 平成12年6月 日本政策投資銀行審査部次長 平成14年6月 新規事業投資株式会社取締役総務部長 平成15年7月 当社営業統轄部担当部長 平成19年6月 取締役 平成20年4月 取締役総務部長（現在）	22,000株

- (注) 1. 監査役候補者室明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者室明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
3. ※印は新任監査役候補者であります。

第 4 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます室明氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
むろ 室 あきら 明	平成19年 6 月 取締役（現在）

第 5 号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

平成 2 6 年 6 月 2 7 日開催の第 6 7 期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は、年額 3 億 2, 0 0 0 万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は、年額 6, 0 0 0 万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、今後の経営体制の充実強化に備えるため、取締役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金の金額は含まない。）を年額 3 億 6, 0 0 0 万円以内（うち社外取締役分 2, 0 0 0 万円以内）、監査役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金の金額は含まない。）を年額 7, 0 0 0 万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の金額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は 1 1 名、監査役は 3 名ですが、第 2 号議案および第 3 号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は 1 3 名（うち社外取締役 2 名）、監査役は 4 名となります。

以 上

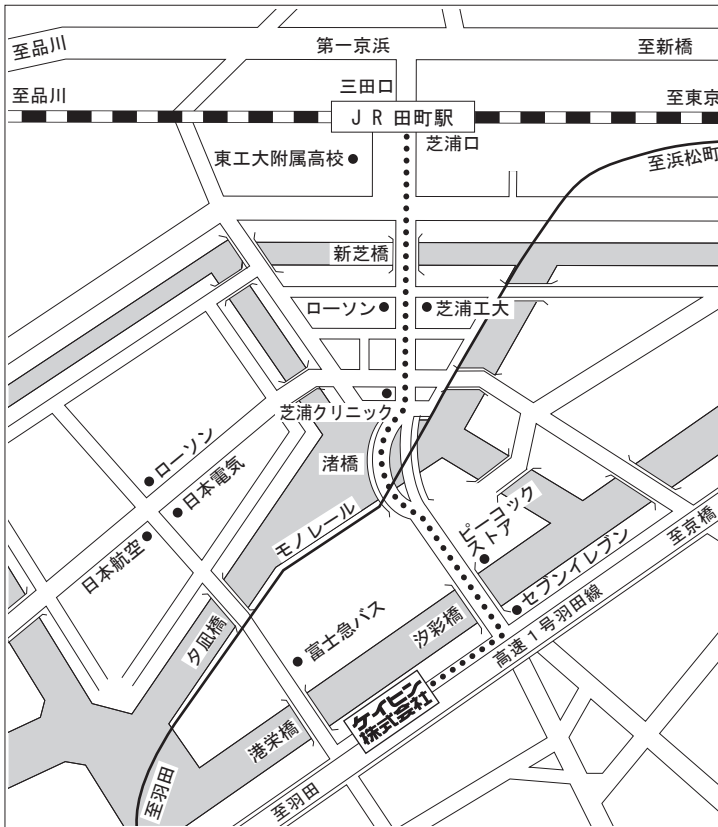
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸3丁目4番20号

ケイヒン株式会社 本社 6 階会議室

電話 (03) 3456-7801 (代表)



JR田町駅芝浦口より徒歩15分